

平成19年度
放課後児童クラブ運営基準点検
(H19.10.1現在)

		伊東町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小室野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大和町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富岡町	杉戸町	松伏町	町村部 計	
H19.10.1現在 点検クラブ数		4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
1 総則に関するもの																																	
Q1 対象児童について(クラブ数)																																	
(1) 小1～3	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	5	5	93		
(2) 小4～6	クラブ数	4	4	2	2	2	3	6	2	2	2	2	0	0	2	2	1	2	3	4	5	2	2	3	4	0	1	3	3	0	5	73	
(3) 公立小学校以外の児童	クラブ数	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	
(4) 他市町村から通学している児童	クラブ数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3		
(5) 保護者の疾病等	クラブ数	4	4	0	2	0	1	4	1	0	2	0	1	0	1	0	0	2	2	2	4	1	1	2	4	5	0	0	3	5	5	58	
(6) 保護者以外の同居者が在宅	クラブ数	4	4	0	2	2	2	6	2	1	2	0	1	0	1	0	0	1	2	3	5	1	1	3	4	0	3	1	3	5	5	64	
(7) 生活環境や発達状況等から必要	クラブ数	4	4	0	2	2	3	4	1	0	2	0	1	0	2	0	0	1	2	2	5	1	1	2	4	5	0	2	0	0	0	50	
Q2 必要面積																																	
(1) 児童が生活するスペースの広さ(㎡)	台所、洗濯所、設備部分等を除く面積	110.95㎡	137.12㎡	106.70㎡	115.00㎡	114.78㎡	88.27㎡	88.07㎡	115.95㎡	272.40㎡	92.55㎡	97.55㎡	50.10㎡	256.43㎡	71.97㎡	162.75㎡	161.70㎡	62.45㎡	214.67㎡	260.70㎡	98.40㎡	85.16㎡	61.50㎡	80.48㎡	115.75㎡	96.62㎡	73.67㎡	69.13㎡	56.00㎡	82.34㎡	83.11㎡	118.01㎡	
(2) 児童数(人)	平均児童数	56.3人	63.8人	91人	38人	40人	73人	41.9人	80.5人	41人	59.5人	61.5人	30人	38人	52人	40.5人	32人	28人	34人	41.9人	57.8人	41.5人	28人	34.8人	57人	35.4人	21人	36.7人	33人	44.8人	49.8人	46.1人	
(3) 1人当たり面積(㎡/人)	市町村平均値	1.97㎡/人	2.26㎡/人	1.17㎡/人	3.03㎡/人	2.87㎡/人	1.21㎡/人	2.06㎡/人	1.45㎡/人	6.64㎡/人	1.56㎡/人	1.60㎡/人	1.67㎡/人	6.75㎡/人	1.38㎡/人	4.02㎡/人	5.05㎡/人	2.22㎡/人	7.56㎡/人	6.23㎡/人	1.74㎡/人	2.06㎡/人	2.20㎡/人	2.33㎡/人	2.07㎡/人	2.73㎡/人	3.51㎡/人	1.89㎡/人	1.70㎡/人	1.92㎡/人	1.97㎡/人	2.83㎡/人	
Q3 職員配置																																	
(1) 常時指導員数(人)	常時配置されている人数(平均)	3.5人	5人	3人	2.5人	2人	4.7人	3.6人	6.5人	4.5人	5人	4.5人	3人	5人	3.5人	3.5人	5人	3人	2.7人	4.4人	4.6人	4人	4人	2.8人	4.8人	3.8人	2.7人	3.3人	2人	3.6人	4.2人	3.8人	
(2) 児童数に伴う指導員の増員(クラブ数)	児童数に伴う指導員増員を考慮しているクラブ数	4	2	0	2	2	2	7	2	0	2	2	0	0	1	2	0	1	1	3	5	1	2	4	4	5	2	2	3	5	1	67	
Q4 定員																																	
(1) 定員の有無	定員を定めているクラブ数	4	4	0	2	2	2	7	0	1	1	0	1	1	2	2	1	1	3	5	5	2	2	4	4	5	0	0	4	5	5	75	
(2) 定員数(①で有と回答した場合のみ回答)	定員(平均)	63.8	58.8	0.0	42.5	40.0	70.0	51.4	0.0	60.0	70.0	0.0	30.0	30.0	42.5	32.5	30.0	30.0	35.0	44.0	60.0	42.5	35.0	30.0	54.5	44.0	0.0	0.0	40.0	48.0	46.0	45.2	
(3) 定員の弾力化の有無(①で有と回答した場合のみ回答)	定員を弾力化しているクラブ数	4	0	0	2	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	2	5	1	0	4	4	5	0	0	3	5	4	46	
Q5 適正規模																																	
(1) グループ活動を行う場合の適正規模についての定めの有無	クラブ数	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
(2) グループ活動を17歳以上の児童の人数(①で有と回答した場合のみ回答)	人数	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	6	0	15	0	0	10	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	8.0	
Q6 開設日																																	
(1) 平日	平日開設しているクラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
(2) 土曜	土曜開設しているクラブ数	4	4	2	2	0	3	7	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	3	8	5	2	2	1	4	5	2	1	3	5	0	79	
(3) 夏休/冬休/春休	長期休業日に開設しているクラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
(4) 学校休業日	学校休業日に開設しているクラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
Q7 開設時間																																	
(1) 平日の開所時間	平均の開所時間	13:00	13:30	12:30	13:00	11:30	11:30	10:42	11:45	10:00	11:30	10:30	13:00	13:00	12:45	12:45	12:00	11:45	12:00	9:45	11:00	10:15	10:45	13:00	12:26	13:30	12:30	10:40	13:00	10:48	13:23	11:55	
(2) 平日の終了時間	平均の終了時間	18:30	18:30	19:00	18:30	18:00	18:45	18:51	18:17	18:45	18:37	19:00	18:30	18:00	18:30	18:15	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:45	19:00	18:30	19:00	18:30	19:00	18:30	19:00	18:24	18:35
(3) 平日の終了時間が18:30以降のクラブ		4	1	2	2	0	3	7	1	2	2	2	1	0	2	1	1	2	2	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	4	83	
(4) 土曜の開所時間	平均の開所時間	7:30	8:30	8:00	8:00	8:00	8:12	7:27	8:00	7:45	8:00	8:00	8:00	8:00	7:45	7:10	8:00	7:30	8:00	8:30	8:24	8:00	7:30	8:30	8:00	8:00	8:15	8:00	8:00	8:00	7:57		
(5) 土曜の終了時間	平均の終了時間	18:30	18:00	18:00	18:30	16:00	18:30	18:17	17:15	18:00	16:45	18:30	12:00	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	17:30	18:30	16:54	18:00	18:45	18:00	15:00	19:00	16:00	17:00	16:30	14:00	17:20		
(6) 夏休/冬休/春休の開所時間	平均の開所時間	7:30	8:30	8:00	8:00	8:00	7:50	8:12	7:27	8:00	7:37	8:00	8:00	8:00	7:45	7:20	8:00	7:30	8:00	7:51	8:00	8:00	7:30	8:30	8:00	8:00	8:20	7:40	8:00	8:00	8:06	7:55	
(7) 夏休/冬休/春休の終了時間	平均の終了時間	18:30	18:30	19:00	18:30	18:00	18:45	18:51	18:17	18:45	18:37	19:00	18:30	18:00	18:30	18:15	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:45	19:00	18:30	19:00	18:30	19:00	18:30	19:00	18:00	18:34
Q8 採算料																																	
(1) 最高額	円	¥7,000	¥7,000	¥8,500	¥12,000	¥11,500	¥15,120	¥9,714	¥9,750	¥12,250	¥9,500	¥9,550	¥5,800	¥10,000	¥8,000	¥6,500	¥10,000	¥10,250	¥7,333	¥6,875	¥12,120	¥10,600	¥10,750	¥7,000	¥11,000	¥7,000	¥9,000	¥13,333	¥8,500	¥6,000	¥6,700	¥9,288	
(2) 最低額	円	¥3,500	¥0	¥5,500	¥12,000	¥7,500	¥4,657	¥5,614	¥3,950	¥7,250	¥6,000	¥6,050	¥5,800	¥10,000	¥4,100	¥5,000	¥10,000	¥8,000	¥5,000	¥4,188	¥5,900	¥6,600	¥8,250	¥7,000	¥3,000	¥7,000	¥7,500	¥7,500	¥2,000	¥6,000	¥6,700	¥6,052	
(3) 減免の有無	減免制度のあるクラブ数	4	4	2	2	2	3	6	1	2	2	2	1	0	2	2	1	2	2	8	5	2	1	4	4	5	3	2	3	5	0	82	
Q9 設置形態																																	
(1) 公設公営	クラブ数	4	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	5	0	0	0	4	3	5	2	0	3	5	0	40	
(2) 公設民営	クラブ数	0	0	2	0	2	3	1	2	0	2	2	0	1	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	1	0	1	0	0	0	4	28	
(3) 民設民営	クラブ数	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0	0	0	1	1	0	2	3	3	1	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	1	25	
Q10 運営主体																																	
(1) 公立	クラブ数	4	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	5	0	0	0	4	3	5	2	0	3	5	0	40	
(2) 社会福祉協議会	クラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 社会福祉事業団	クラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 福祉公社	クラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 保護者会・父母会	クラブ数	0	0	2	0	2	3	6	2	2	2	2	0	1	0	0	1	0	1	3	5	2	2	0	1	0	1	1	0	0			

平成19年度
放課後児童クラブ運営基準点検
(H19.10.1現在)

		伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	駒西町	北川辺町	大和町	宮代町	白岡町	葛籠町	栗橋町	富岡町	杉戸町	松伏町	町村部	計
H19.10.1現在 点検クラブ数		4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
Q19	休養室																																
	休養室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	クラブ数	0	0	2	2	3	5	2	1	2	2	0	1	0	1	1	2	3	2	5	1	0	0	0	1	0	0	1	0	2	41	
Q20	台所																																
	厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	クラブ数	3	4	2	2	3	6	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	0	4	5	3	3	2	5	5	86	
Q21	洗面所																																
	(1) 水飲み及び手洗い等は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	クラブ数	4	1	2	2	3	6	2	2	2	2	1	0	1	2	1	2	3	7	3	2	1	4	3	5	3	0	2	5	5	78	
	(2) 洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
Q22	トイレ																																
	(1) 児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	クラブ数	2	3	2	2	3	2	2	2	2	2	0	1	1	2	1	2	2	5	5	2	0	4	4	5	3	3	3	4	2	73	
	(2) 換気のための窓や設備が設置されている	クラブ数	4	4	2	2	3	6	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	0	4	4	5	3	2	2	5	5	88	
Q23	事務室																																
	職員が事務を行うためのスペースや休養のためのスペースが設けられている	クラブ数	1	0	2	2	3	5	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	2	7	5	1	0	0	0	0	3	0	2	0	2	52	
Q24	屋外の遊び場																																
	屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替可)	クラブ数	4	4	2	2	3	6	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	6	5	2	2	4	4	5	3	3	2	5	4	88	
Q25	その他の施設																																
	(1) 窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	クラブ数	3	3	2	2	3	6	2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	2	8	5	2	1	4	4	5	3	1	2	5	3	80	
	(2) 非常時に備えて、玄関以外に出入り口が設けられている	クラブ数	3	4	2	2	3	6	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	2	8	5	2	2	4	4	5	2	1	0	4	5	82	
	(3) 障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	クラブ数	2	0	0	0	2	3	3	1	1	2	2	1	1	1	0	0	1	1	5	4	2	0	0	0	2	0	2	0	3	43	
	(4) 温水シャワーの設備が設けられている	クラブ数	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
	(5) 消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	1	0	4	5	3	1	3	5	5	85	
	(6) 防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	クラブ数	4	4	2	2	3	2	1	1	1	2	1	1	1	1	0	2	2	8	5	2	0	0	4	5	3	0	0	5	2	86	
Q26	必要性や使用目的に応じた設備の有無																																
	(1) 座卓	クラブ数	4	4	0	1	2	3	7	2	2	2	1	1	2	1	0	2	0	8	3	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	83	
	(2) 事務机及びいす	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	1	7	5	2	2	4	3	5	2	3	3	5	3	86	
	(3) 指導員用ロッカー	クラブ数	4	4	2	2	0	3	7	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	6	5	2	2	4	3	5	3	1	3	5	3	81	
	(4) 冷蔵庫	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
	(5) 食器戸棚	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	2	2	5	5	91	
	(6) 洗濯機	クラブ数	0	4	2	0	2	5	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	3	5	2	2	1	4	0	3	3	0	0	5	60	
	(7) 物干し竿	クラブ数	0	0	2	0	2	1	4	2	0	1	0	1	2	2	1	2	1	3	4	2	2	1	1	0	3	0	0	0	4	42	
	(8) 掃除機	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	92	
	(9) 本棚	クラブ数	4	4	2	2	3	6	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	92	
	(10) 電話・FAX	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	0	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	92	
	(11) コピー機・印刷機	クラブ数	0	0	2	0	2	3	6	2	2	1	2	1	0	1	2	1	2	0	8	5	2	2	0	0	0	3	3	0	1	2	53
	(12) 消火器	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	1	0	4	5	3	3	3	5	5	87	
	(13) ラジカセ	クラブ数	4	4	2	1	2	3	5	1	1	2	2	1	1	0	1	1	1	6	5	2	2	4	4	5	3	3	0	5	2	74	
	(14) 電子レンジ	クラブ数	0	0	2	2	2	7	2	2	2	2	1	0	2	1	1	2	2	8	5	2	2	4	4	5	3	3	0	0	5	73	
	(15) 布団	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	0	1	2	1	1	2	2	7	5	2	2	1	0	3	3	2	1	1	5	73	
	(16) 湯沸器	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	2	8	4	2	2	1	4	5	3	3	2	5	5	86	
	(17) 倉庫・物置	クラブ数	4	4	2	0	2	3	7	2	2	2	1	1	0	1	1	2	2	7	5	2	2	4	4	3	3	2	2	4	5	81	
	(18) テレビ・ラジオ	クラブ数	4	0	2	2	2	6	2	2	2	2	1	0	2	2	1	1	2	3	7	0	1	1	4	4	5	3	3	3	5	3	75
	(19) 下駄箱	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
	(20) 児童用ロッカー	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	0	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	1	5	5	90	
	(21) 傘立て	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	2	3	5	5	91	
	(22) ハンドマイク	クラブ数	4	0	2	0	2	3	1	0	2	1	1	1	0	0	0	1	0	8	2	1	1	0	1	5	1	0	1	0	1	39	
	(23) 救急箱	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	92	
	(24) 壁掛け時計	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	92	
	(25) キャビネット	クラブ数	4	2	0	0	2	2	5	1	1	1	2	0	1	1	1	1	0	7	4	1	2	3	4	4	3	2	0	1	1	56	
	(26) 郵便ポスト	クラブ数	0	4	2	1	1	3	7	2	2	2	1	1	1	2	1	2	3	8	5	2	2	0	2	0	2	1	0	1	4	64	
	(27) 設備の転倒防止策	クラブ数	4	0	0	2	0	5	2	1	1	2	0	0	1	1	1	2	1	3	4	2	2	0	1	4	1	0	0	5	1	48	
	(28) カーテン、建具などの防災処理	クラブ数	2	4	2	0	2	1	4	1																							

平成19年度
放課後児童クラブ運営基準点検
(H19.10.1現在)

		伊東町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富岡町	杉戸町	松伏町	町村部 計	
H19.10.1現在 点検クラブ数		4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
Q27	消防																																
	(1) 消防計画を策定し、避難訓練を実施している	クラブ数	4	4	0	2	0	1	6	0	2	1	2	1	0	0	1	0	0	1	7	5	1	0	0	4	0	1	0	0	5	1	49
	(2) 必要に応じて、防火管理者研修を受講している	クラブ数	0	4	0	0	0	0	6	0	2	0	2	1	1	1	0	1	1	5	3	2	0	0	1	0	1	0	0	1	2	35	
	(3) 消火器等の消防設備は、いつでも使える状態になっている	クラブ数	4	4	0	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	3	8	5	2	1	0	4	5	3	2	2	5	5	83
(4) 防災のための管理日誌を設けている	クラブ数	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	1	0	0	5	0	20	
Q28	防犯																																
	(1) 防犯ベルの設置など防犯対策が講じられている	クラブ数	4	4	0	2	2	1	2	0	0	0	2	1	0	1	0	1	2	2	8	4	1	1	0	0	5	3	1	0	5	2	54
	(2) 地域の警察との連携を密にしている	クラブ数	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	2	1	1	2	1	4	4	0	0	0	4	0	3	0	0	5	1	32
(3) 防犯のための管理日誌を設けている	クラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	3	0	1	0	0	5	0	14	
Q29	火災保険等																																
火災保険に加入している	クラブ数	4	4	0	2	2	3	3	0	1	2	2	1	1	2	1	1	2	3	7	5	2	0	0	4	0	3	2	3	5	5	70	

4 放課後児童指導員に関するもの

		伊東町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富岡町	杉戸町	松伏町	町村部 計		
Q30	指導員の職務																																	
	(1) 子どもたちの保育(外遊び、室内遊び、製作など)	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
	(2) 職員会議	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	7	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	4	88	
	(3) 出欠簿、保育日誌の作成	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
	(4) 月1回以上のおたよりの発行、連絡帳等の記載	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	0	0	2	2	0	2	1	8	5	2	1	0	4	5	3	3	1	5	3	79	
	(5) 年間計画、月間計画、勤務予定表の作成	クラブ数	4	4	2	2	2	3	6	2	2	2	2	1	0	2	2	1	2	3	7	5	2	2	4	4	5	3	3	1	5	5	88	
	(6) 計画に基づく保育結果のとりまとめ	クラブ数	0	4	2	0	2	3	5	2	2	1	2	0	0	2	2	0	2	1	8	5	2	2	2	4	5	3	3	0	5	3	72	
	(7) おやつ準備(手づくりおやつなど)	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	2	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	92	
	(8) 諸経費(消耗品、給食材料費、備品等の買い出しを含む)の管理	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	0	1	1	2	1	1	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	2	5	5	89	
	(9) 保護者会での保育報告や相談	クラブ数	0	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	0	1	2	2	1	1	3	3	5	2	2	0	1	2	3	2	0	5	5	68	
	(10) 学校や家庭への必要に応じた連絡	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93	
	(11) 施設、設備、備品の管理と環境整備	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	0	1	1	2	1	2	2	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	90	
	(12) 子どもたちの生活を豊かにするための遊びや活動の研究	クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	0	1	2	2	1	2	1	8	5	2	2	4	4	5	3	3	0	5	5	87	
	(13) 学習会、研修会への参加	クラブ数	4	4	2	2	0	3	7	2	2	2	2	0	1	2	2	1	2	3	6	5	2	2	1	4	5	3	3	0	5	4	81	
(14) 地域への対応、行政との連絡調整	クラブ数	4	4	2	2	2	3	6	2	2	2	2	0	0	2	2	1	1	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	2	5	5	88		
Q31	指導員の体制																																	
	(1) 指導員勤務規程を策定している	クラブ数	4	4	2	2	0	3	6	2	2	2	2	0	0	2	1	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	0	3	5	4	83	
	(2) 指導員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤指導員を複数配置している	クラブ数	0	4	2	2	2	3	7	2	2	2	0	1	1	1	2	1	2	3	8	5	2	1	3	4	0	3	2	3	1	4	73	
複数配置している場合は、常勤職員 の人数	人数	1.0	1.0	3.0	1.0	2.0	2.0	1.6	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	4.0	2.0	2.0	5.0	2.0	2.0	2.3	4.6	2.0	2.0	2.7	2.0	3.0	2.3	2.0	2.0	1.0	3.3	2.3		
(3) 常勤指導員を補助する立場から、それ以外の雇用形態の指導員を配置している	クラブ数	4	4	2	2	2	2	7	2	2	2	2	1	0	2	2	2	2	2	8	5	2	2	2	4	0	1	3	3	5	5	82		
複数配置している場合は、補助的職員 の人数	人数	4.5	3.8	3.0	1.5	2.0	3.3	3.7	6.5	2.5	4.0	7.0	1.0	0.0	4.0	2.0	2.0	1.0	3.0	2.1	4.2	2.0	2.5	1.0	4.8	0.0	3.0	5.0	2.0	2.4	2.6	2.9		
Q32	常勤・兼任指導員の資格																																	
	(1) 保育士	常勤・専任職員の資格として 該当するクラブ数	0	3	2	0	1	2	4	2	1	0	2	1	1	1	1	1	2	1	7	5	2	0	3	4	0	3	2	4	5	2	62	
	(2) 小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	常勤・専任職員の資格として 該当するクラブ数	3	3	2	0	1	2	3	2	1	2	1	1	1	0	1	0	1	1	6	5	1	2	4	4	0	3	2	0	5	3	60	
	(3) 児童指導員	常勤・専任職員の資格として 該当するクラブ数	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	17
	(4) 母子指導員	常勤・専任職員の資格として 該当するクラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	8	
(5) その他	常勤・専任職員の資格として 該当するクラブ数	0	4	0	2	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	4	0	2	0	5	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	28	
Q33	非常勤指導員の資格																																	
	(1) 子育て経験者	非常勤職員の資格として 該当するクラブ数	2	4	2	2	2	3	4	2	1	2	2	0	1	2	1	1	1	3	4	5	1	1	2	3	5	2	3	3	1	4	69	
	(2) 学生(保育士、小学校・幼稚園教諭 取得予定者など)	非常勤職員の資格として 該当するクラブ数	4	1	2	0	2	1	3	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1	2	5	0	1	0	1	5	2	0	0	0	3	38	
	(3) その他子どもの保育指導を希望し、 外遊びが可能な者	非常勤職員の資格として 該当するクラブ数	3	4	2	0	2	3	6	2	0	2	1	0	1	1	2	1	1	0	5	5	1	1	0	3	5	2	2	0	0	2	57	
(4) その他	非常勤職員の資格として 該当するクラブ数	0	4	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	4	0	0	0	3	5	1	1	3	0	0	28		
Q34	健康診断																																	
	(1) 指導員は、年1回健康診断を受けて いる	クラブ数	4	4	2	2	0	3	7	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	3	8	5	2	1	4	4	5	0	1	3	5	1	79	
(2) 手づくりおやつなどの調理を行う指導 員は、月1回程度の検便(細菌検査) を行っている	クラブ数	0	4	2	2	0	1	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0	3	1	0	5	0	29	

平成19年度
放課後児童クラブ運営基準点検
(H19.10.1現在)

	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富宮町	杉戸町	松伏町	町村部	計
H19.10.1現在 点検クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5		93

6 障害児の入室に関するもの

		伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富宮町	杉戸町	松伏町	町村部	計
6 障害児の入室に関するもの		0																															
Q47 受け入れの対象となる障害児																																	
(1) 障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	クラブ数	4	2	2	2	0	3	2	2	0	2	1	1	0	2	1	0	0	0	2	5	2	1	0	4	5	3	0	3	5	0	54	
(2) 他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	クラブ数	4	2	2	2	0	3	3	2	0	2	0	1	0	2	1	0	1	2	2	5	2	0	0	4	5	3	0	3	5	2	58	
(3) 事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	クラブ数	4	4	0	2	0	1	2	1	1	0	0	1	1	2	1	1	0	1	1	4	0	0	0	3	5	3	1	3	5	1	48	
Q48 入室の判定																																	
(1) 入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	クラブ数	0	4	2	2	0	2	3	2	1	2	0	1	1	2	1	0	1	2	3	5	1	1	0	4	5	3	2	0	5	3	58	
(2) 児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	クラブ数	0	4	2	2	0	1	2	1	1	2	0	0	0	1	1	1	1	2	2	5	0	1	0	1	0	1	1	0	5	2	39	
(3) 入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	クラブ数	4	4	2	2	1	1	3	1	1	2	0	1	1	2	1	1	1	1	3	5	1	1	0	4	5	3	1	0	5	4	61	
(4) 入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している	クラブ数	0	4	2	2	0	1	3	1	1	2	0	1	0	2	0	1	1	2	2	1	0	1	0	4	5	3	1	0	5	3	48	
Q49 障害児指導員の資格																																	
(1) 保育士	人数	0	4	0	1	0	1	4	5	0	0	1	2	0	2	0	0	0	1	0	0	2	1	0	4	8	0	2	0	0	0	38	
(2) 小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	人数	1	4	0	0	0	0	4	6	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	0	4	16	0	2	0	1	0	47	
(3) 児童指導員、母子指導員	人数	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	
(5) その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
(5) その他	人数	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	13	
Q50 関係機関との連携																																	
保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	クラブ数	4	4	2	2	0	3	3	2	1	1	1	0	0	2	1	0	2	2	5	1	0	1	0	4	5	2	2	3	1	1	55	

7 緊急時の対応に関するもの

		伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富宮町	杉戸町	松伏町	町村部	計
Q51 事故・事件																																	
登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている	クラブ数	0	0	0	0	2	3	3	1	1	0	2	1	0	1	2	0	1	1	1	5	5	0	1	0	4	5	0	0	0	5	1	44

8 学校・地域との関わりに関するもの

		伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富宮町	杉戸町	松伏町	町村部	計
Q52 学校・地域等との連携																																	
(1) 学校との連携に努めている	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	4	92		
(2) 地域との連携に努めている	クラブ数	0	4	2	2	2	5	2	2	0	2	1	0	2	1	1	1	1	7	5	2	1	0	1	0	3	2	0	5	1	57		
(3) 関係機関との連携に努めている	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	6	5	2	2	4	4	5	3	2	3	5	4	89	
Q53 地域住民への施設開放																																	
クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	クラブ数	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	

9 苦情処理に関するもの

		伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富宮町	杉戸町	松伏町	町村部	計
Q54 苦情処理																																	
(1) 苦情受付担当者が決められている	クラブ数	0	4	2	2	0	0	2	0	0	1	0	1	1	2	0	1	0	0	3	5	1	0	1	3	0	0	0	3	5	0	37	
(2) 第三者委員が選任されている	クラブ数	0	4	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
(3) 苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	クラブ数	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	

10 指導員の研修に関するもの

		伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富宮町	杉戸町	松伏町	町村部	計
Q55 研修の周知等																																	
(1) 市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	0	5	4	88	
(2) 研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	クラブ数	4	0	2	2	3	5	2	2	2	2	0	1	1	2	0	2	1	7	5	2	2	4	4	0	3	2	0	5	2	69		
Q56 研修の出席状況																																	
(1) 県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	人数	14	3	6	3	0	7	19	0	4	4	0	2	1	2	0	1	3	7	15	8	8	2	4	4	2	9	0	10	10	148		
(2) 市町村主催研修の参加者数	人数	17	0	6	0	0	4	32	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	89		
(3) 県連協主催研修の参加者数	人数	0	3	6	0	0	6	13	0	4	6	4	0	0	0	2	0	0	1	11	37	8	8	0	0	3	4	12	0	0	128		

11 自己点検に関するもの

		伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	駒西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富宮町	杉戸町	松伏町	町村部	計
Q57 自己点検																																	
(1) 日常点検表等により、毎日の点検を行っている	クラブ数	0	4	2	0	2	3	2	0	2	1	2	1	0	2	1	0	1	3	4	5	0	0	1	4	5	1	1	3	5	1	56	
(2) 施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	クラブ数	0	0	2	0	2	3	1	0	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	4	0	0	0	0	4	0	0	1	0	5	1	30	
(3) 放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	クラブ数	0	0	2	0	2	3	1	1	2	1	2	0	0	2	0	0	0	1	5	4	1	2	0	4	0	3	1	0	5	0	42	